

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注					注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の数に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (813 単位)	×70/100	×90/100		×90/100		
			要支援2 (974 単位)							
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (919 単位)							
			要支援2 (1,074 単位)							
		(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) 看護<4:1> 介護<4:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (750 単位)						
			要支援2 (919 単位)							
	b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>		要支援1 (808 単位)							
	要支援2 (998 単位)									
	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III) 看護<4:1> 介護<5:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (728 単位)							
		要支援2 (892 単位)								
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (786 単位)							
		要支援2 (971 単位)								
	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV) 看護<4:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (716 単位)							
		要支援2 (876 単位)								
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (773 単位)							
要支援2 (955 単位)										
(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V) 経過措置型	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (656 単位)								
	要支援2 (817 単位)									
	b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (763 単位)								
	要支援2 (918 単位)									
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要支援1 (564 単位)	×70/100	×90/100		×90/100				
		要支援2 (725 単位)								
	(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>	要支援1 (622 単位)								
		要支援2 (804 単位)								
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 (939 単位)	×70/100			×97/100		
			要支援2 (1,095 単位)							
		b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	要支援1 (939 単位)							
			要支援2 (1,095 単位)							
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 (832 単位)						
			要支援2 (1,024 単位)							
		b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	要支援1 (832 単位)							
			要支援2 (1,024 単位)							
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)										
(5) 特定診療費										
(6) サービス提供体制強化加算				(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 18単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)						
(7) 介護職員処遇改善加算				(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×20/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(二)の90/100) (四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(二)の80/100)						
				注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計						

： 特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目